

5-14 世田谷区住宅条例

住宅・住環境の水準

世田谷区では、区民の健康で文化的な住生活の維持及び向上を図ることを目的として、世田谷区住宅条例（平成2年4月1日施行）を制定し、住生活の向上をさらに促進するため、「最低住戸専用面積の確保」に係る内容を（平成19年3月14日施行）一部改正し、住生活基本法に基づく住生活基本計画（全国計画）に示された最低居住面積水準に基づく単身者の住戸専用面積以上とするよう定めています。

世田谷区住宅条例

（最低住戸専用面積の確保）

第13条 区、区民及び事業者は、その建設する住宅の住戸専用面積を、住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第1項に規定する全国計画に定められた最低居住面積水準に基づく単身者の住戸専用面積以上とするようにしなければならない。

住宅条例第13条では、「最低住戸専用面積の確保」について、
1戸あたり25㎡以上としていただくことを面積水準として定めています。

担当

・住宅条例第13条（最低住戸専用面積の確保）について
都市整備政策部 居住支援課

電話番号 03-5432-2504 ファクシミリ 03-5432-3040

5-15 世田谷区斎場等の設置等に関する指導要綱

斎場等設置計画届出書／標識設置

区では、斎場（葬儀を行うことを主たる目的とした施設）、遺体保管所（遺体を保管することを目的とした施設）、エンバーミング施設（薬剤を使用した遺体の保存等を目的とした施設）を設置する際に、事前周知の手続きを定めることにより、事業者と関係住民の紛争を未然に防止し、良好な生活環境の維持に資することを目的とする「世田谷区斎場等の設置等に関する指導要綱」を制定（平成27年4月1日施行）しました。

斎場等の設置を計画する事業者は、計画地を所轄する総合支所街づくり課に「斎場等設置計画届出書」の届出を行った上で、当該計画地へ「標識」を設置し、隣接住民等に説明を行ってください。斎場等の設置に係る工事が確認申請等の手続きが必要でない場合も、上記の手続きは行ってください。

詳細は、計画地を所轄する総合支所街づくり課までお問い合わせください。

担当

各街づくり課 街づくり課 街づくり担当 （連絡先は114ページをご覧ください）